

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
 ◇監査公告 昭和二十六年度にかかる各保健所定期監査の結果

監査公告

監査公告第九十三号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十六年度にかかる各保健所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉
 " " " 木 南 貞 治
 " " " 加 藤 定 治
 角 田 健 太 郎

監査執行箇所

監査執行箇所	執行年月日
根雨保健所	昭和二十八年二月二十日
米子 "	二月二十四日
倉吉 "	三月三日
鳥取 "	三月五日
智頭 "	三月九日
気高 "	三月十日

監査概評

今回県下六保健所の監査を執行したが会計経理面並びに業務執行面共多くの改善すべき点や注意を要する事項が見受けられた。特に今回は前回の監査結果と比較し、指摘したことがらがどの程度改善向上されたかと云つた点につきそれぞれの所管事務を監査したが各所共通の事項を示せば次の通りである。

一 保健所運営の要素は技術吏員(特に医師)を得るか否かによつて、業務の運営を左右するものであり、毎年監査都度指摘要望するところであるが遺憾ながら、

各所共不足しており、殊に根雨、智頭、気高等は所長のみが医師の資格を有すると云つた状況である。待遇の問題等について特に考慮すると共に早急に陣容の整備に配意を望む。

二 保健所運営の一環として保健婦の活動にまつところが多いが、各所共保健婦は管内担当区域に比し少数で而かも過重のようである。即ち専門的に巡回訪問指導が出来ず、集団検診、内部事務を担当するため計画通り活動が出来ぬようである。なお各所別保健婦の活動担当区域も不均衡のようであり、一方各管内町村で保健婦を設置している町村が少なく県下で漸く五八ヶ町村が設置しており、未設置町村が九六町村ありこれが設置方につき啓蒙普及に努めると共に県保健婦の配置についても町村保健婦との関係を考慮しこれが活動の円滑なる運営に配意を望む。

三 保健所業務の主体をなす結核予防と性病予防は各所の努力にも拘らず余り好成績が挙つていないようである。即ち結核については各所共巡回指導、集団検診を

始め、あらゆる機会を捉え普及宣傳に努めているが、山間部等には今尙潜在患者が相当あるようである。一方性病についてはこれ又相当努力しているが病気の性質上來所者が少なく殆んどが開業医の処置又は自宅治療を行つていようである。兩者共開業医師の協力を得て啓蒙、普及に努めると共に撲滅に一層の配意と努力を望む。

四 事務の処理状況は各所共良好とは言えない。前回監査で事務手続きを系統化し事務能率の向上を図るよう要望し二十六年度は一応整備されていたようであるが今回再び指摘する事は甚だ遺憾である。かゝる点については本庁主務課に於て定例的に査察指導をなし最も合理的且つ能率的方法を研究し統一されたい。尙左記事項につき整理又は注意すること。

(1) 使用料、手数料の徴收手續がよくない。特に使用料収入並びに薬品の受払事務は各保健所共区々である。能率を阻害するばかりでなく間違いを多くしてゐる。

(2) 使用料、手数料の未収金を測定していないものが相当ある。現金収入して始めて測定するためのようであるが、未収も必ず測定し未收整理簿を設け整理すべきである。

(3) 畜犬登録の鑑札及び注射済証の出納が不明確である。尙不用鑑札並びに注射済証を各保健所共本庁主務課に返納せず放置しているが適当でない。

(4) 屠畜検査手数料で申請書と収入測定に不突合なものがある。又検査手数料免除のものに対し所長稟向がしてないものが散見された。

(5) 各種手数料は事前に納入すべき規定にも拘らず、各所共相当額の未収を出している関係先と充分連絡し完全徴収に努めることが肝要である。

(6) 各種手数料の条例が改正となり二十八年一月一日より施行となつているが施行前の額で処理し追徴していないものが相当額あるので至急整理すること。

根雨保健所 昭和二十八年二月二十日監査

監査委員 岸本 政嘉
前田 玄一

監査概況

一 当保健所は山間僻地の農山村四町十三ヶ村を担当しているが何れも交通の便悪く公衆衛生施設及び環境衛生施設は全く不完全と言つてもよい位で住民の健康管理を掌る当所使命の重大さを痛感すると共に困難も認めるが所長以下全職員が努力により概ね円滑に業務を遂行している。

二 当所の定員は二二名であるが七名の欠員を生じており一五名の職員に臨時職員三名を加え十八名で保健業務を行つているが交通、地勢の不便からみて他郡に比し人手と時間を要し又各人が数種の業務を担当しているため集団検診に出張した場合等は所内業務は停頓する状況である。尙常勤の医師と云えば所長一名でクリニックは囑託医三名により行つている。医師の不足は各保健所共通の悩みでもあり根本問題の解決を要する事柄であるが人員の配置について当局の配意を要望す

る。

三 管下十七ヶ町村中保健婦を常置しているものは六ヶ町村であり低調と云えるので該当町村に対して積極的に啓蒙すると共に慇懃に努められたい。

四 本所は高台にあるため水利悪く給水には簡易水道を用いているが水圧が低いため有事の際には消火の用をなさず、一方防火施設としてはバケツによる外見るべきものがないので早急に防火対策を講ずるよう特に要望する。

五 薬品の整理状況は概ね良好なるも現品と帳簿の不突合があるので出納の厳正につき留意されたい。なお薬品倉庫がないため宿直室の押入を利用しているが保管場所としては不適当と認める。

六 経理事務は不正は認めなかつたが処理上不充分のものがあつたので左の事項につき整理若しくは改善されたい。

(1) 職員の不足にもよるが諸事務に不充分なものが散見された特に収入事務につき調定洩れ、年度区分を

誤つて収入し調定簿と相違するもの等が多く処置票と収入傳票の点検もしておられない此の状態が氷く続く場合は事故の起るもととなるので主管課としても職員を増員等につき善処すべきである。

(2) 畜犬登録で現金受領し乍ら鑑札不足を理由に一ヶ月近く手持保管していたが申請と同時に調定し収入払込すべきである。

(3) 化学試験手数料の内水質試験一件が台帳洩れで取扱が不明である。

(4) 各種試験依頼の場合、試験室で調定依頼せずただ窓口収入を以つて調定しているが調定洩れもあり検査依頼により調定し収入整理すべきである。

標準米子保健所 昭和二十八年二月二十五日監査
 監査委員 木南貞治
 前田玄一

一 当所昭和二十七年健康相談件数は左表の通りであ

区 分	相 談 件 数	同 上 百 分 比	要 措 置 件 数	相 談 件 数 対 する 比	備 考
結 核	(三、八七〇)	(一一二)	(二、八四五)	六七	
性 病	一六、二九〇	(五二)	一、九八〇	一一	
齒 科	(二八、〇八六)	(四九)	(二、〇五六)	一一	
妊 産 婦	(一、六三六)	(五)	一、五四四	九四	
乳 兒	(一、一一二)	(二八)	(一、七〇七)	二九	
	(一、三五六)	(四)	(七七二)	六〇	三六%

つて月間平均相談件数は漸次増加の一途をたどつており、施設の充実と相俟つて県民の認識が昂まつて来たことを示すものであり洵に欣ばしい傾向であるが今後益々運営に留意し一層の成果を挙げるよう努力を望む。即ち本年度内相談件数三一、四六四件(昭和二七、四、一、昭和二八、一、三一)の中性病関係が五二%を占め妊産婦、乳幼児関係二二%、結核関係一三%、その他となつているが結核相談の六七%と妊産婦、乳幼児

昭和二十七年健康相談件数

昭和二八、一、三一現在

() 内は曆年度実績

の三六%はそれぞれ治療又は指導等緊急措置を要する実情であり、当所並びに関係者は積極的啓蒙指導と結核対策の強化に配意が肝要と認める。

一般に統計上の数値のみを見て業務の成績を判断することは最も危険であり内容的にこれを分析検討し、傾向趨勢を充分把握して行政施策を推進すべきものと考えるので、この点特に考究されたい。

幼 児	(六〇〇)	(一)	(二六一)	五九
そ の 他	(三、八三三)	(二〇)九	(一、三九九)	四九
計	(三六、五九二)	(一〇〇)	(一〇、〇五七)	三三

二 昭和二十七年五月(淀江)、七月(大山)、八月(外江)、九月(余子)に赤痢が発生し当所は関係町村に協力し、患者及び関係者の検診調査をなし防疫に努めたが、特に大山村、余子村の発生に対しては蔓延防止を期し所内一体となつて防疫に当つていたが果より診療所及び歯科診療所の施設管理状況の一斉調査指導(医療監視)を指示され、八月、九月の二ヶ月間これに活動力を集中したので防疫の完璧を期し得ず集団発生となり死亡者を出すに至つたことは洵に遺憾である。一般に本庁各課の連絡不十分のため出先機関の活動能力を阻害する事例を多く見受けるので、これらの調査は時期的な考慮が肝要と認める。今後充分留意すべきである。

三 当所は管内弓浜地帯の特殊事情により性病関係の業務が圧倒的に多く、その成果も良好であるが、独立を契機に駐留軍部隊の干渉も緩和された関係上、來所受診者が著しく減少し昭和二十七年度は当所の自主的な現地検診が主体となり労苦を伴うようであるが、毎週例日を定めて出張検診を行い、成績を挙げていることは結構である。街娼及び接客婦に対する検診及び指導取締の徹底を望む。

四 妊婦健康相談業務については前回の監査に好成绩を推奨したが、本年度は受胎調節等の関係もあり対象者の把握が困難であり、且つ適確な資料がないので正確な受診率は算定できないが、若干低下しているのではないかと思うので検討されたい。なお衛生統計資料の

活用)に研究を望む。

五 管内町村の保健婦設置状況は依然として不良である。果当局(総務、民生、衛生部)の根本的措置対策が肝要である。

一 当所各般の事務は概ね円滑に執行されているようであるが職員不足及び経費の僅少で相当苦慮しているようである。

二 当所の医師現員は所長と併せ二名であるが広範な地区を担当する保健所としては今後の運営に相当支障あるものと認む。即ち出張集団検診等を相当回数実施しており、所長不在の場合は診療にも不便を生じているので至急考究配意が必要である。

三 普及係担当の衛生思想の普及向上に努めることは保健所業務の根幹をなす施策である。当所としては講演、講話、放送、映画、幻灯等を利用し普及徹底を図つて

- 六 予防接種法による町村長の実施状況の実態確認が不充分と認める。
- 七 事務処理の適切でないものがあり、特に会計事務の不備が指摘されるので、当局は職員配置について再検討されたい。なお次の点留意された。
- (1) 会計帳簿に不突合があり監査直前整理していたが常時点検し正確を期すること。
- (2) 保健所使用料の未調定額二九六、三一六円あつたが随時迅速に調定整理すること。
- (3) 予防接種医薬品の受払帳簿と会計帳簿に不突合があつた。

命達成のためには地区民の協力が緊要であり一層の努力を望む。

倉吉保健所 昭和二十八年三月三日監査
監査委員 岸 本 政 嘉

四 当所管内には概して結核患者並びに性病患者が多い、巡回指導、集団検診等して保健管理に努めているが医師の不足と保健婦の活動が事務に追はれるため充分な活動が出来ず年々増加している傾向のようである。なお当所管内の保健婦設置町村は十三ヶ町村で未設置二ヶ町村ある。これが保健婦の設置普及と各種団体の協力を得てこれ等患者の撲滅につき配意を望む。

五 倉庫、自動車々庫、動物舎等付属建物がないため管理上不十分である。又所内も雑然としているので所内の清潔整頓に留意されたい。

六 試験、研究に使用する小家畜は畜舎がないため山羊は民家に飼育依頼をし、兎、モルモットは必要数を飼育することが不可能な状態であるが保健業務の遂行には常時最少限度の家畜を飼養しておくことが肝要と考えられるので畜舎の建築について当局の考慮を望む。

七 レントゲンの照射に際し調定浅が相当件数あるよう見受けた、即ち四つ切単価(四五〇円)についてみるに五月の実写数七三枚の中一五枚、一月は三四枚中五

枚が調定浅となつていたが年間を通じてみると金額も相当嵩む事が推測されるのでこれらについては早急収入措置をとられたい。

八 採血用山羊二頭を附近民家に飼育依頼し消耗品費から飼料代を支出しているが委託料とすべきである。なお予算費目を無視して消耗物品を購入しているものがあるので改められたい。

九 一般事務と経理出納事務に不十分な点が散見された、なお前年監査にも同様であり特に研究留意の上整備、改善を望む。

(1) 保健所使用料各種手数料の調定と処置票の点検が不十分であり試験室、研究室、診療室よりのカードと不突合のものがある。又収入と同時に調定していたが調定はその都度なし、整理すべきである。

(2) 屠畜検査に於ける申請と台帳に相違せるものがある。又後日払込となつているが検査の際現金を受領し処理するよう留意されたい。

(3) 畜犬登録で申請書を台帳に替えているが正規の台帳に整備すべきである。なお鑑札を各町村に配布しているが町村より要求の都度交付し手数料を徴収す

べきである。なお町村交付枚数と登録頭数に相当の違ひがあるが再検討し町村不要分は返済させるべきである。注射済証も同様である。

(4) 一般の保健婦、助産婦、看護婦の各種申請書の綴込みが雑然とし年度区分もしてない、手数料受理に不合理なものがある。又免除の場合は稟何処理を望む。

鳥取保健所 昭和二十八年三月五日監査

監査委員 木南貞治

前田玄一

監査概況

一 当所は昭和二十四年十月鳥取市本町三丁目に新築移転以來A級保健所として職員不足を克服し所管業務の完遂に努力していたが昭和二十七年四月鳥取大火により施設を全焼し応急的に中央児童相談所の一部を借受け業務を実施しているが事務室十七・五坪、研究診察室五、〇坪、レントゲン室三、七坪で狭隘であり相談

室もなく待合室その他予備室もないので来所患者は廊下又は事務室にあふれる実情であり特に妊婦或いは健康のすぐれない者が多いため利用者及び所員の苦勞は並々ならぬものと認められた

二 当所の復興については当局の配意により二階町四丁目に鉄筋コンクリート二階建の新施設を建設中であり竣功が待望されるが現在には諸施設設備は勿論事務用品も少いので共同利用する等不便を耐え忍んで事務事業の遂行に努力しその状況も概ね適切と認められた。

三 火災の影響を受け業務運営に困難なものがあるにもかかわらず本年度は結核集団検診の成績が向上し特に事業場、学校(二九、二〇〇件)のみならず一般住民を対象として積極的に実施し管内全町村の九一、五%(三二、四七六件)を完遂していることは結構である。なお集団検診の結果及び結核患者届出により措置を要する者の個人指導票を整備し継続指導(二ヶ年)を適切な措置と認めるので他所に対しても推奨いたしたい。

四 本年度は鳥取大火による罹災者の医療及び罹災地の

防疫をはかるため鳥取県災害地防疫対策本部を設けていたが解散後は尙当所に防疫班(三班)を編成し七月末日までにおいて收容施設学校六、寺院十一、劇場一計十八ヶ所に於ける疫病は風邪三八件その他七〇件で傳染病の集団発生もなく大過なかつたことは結構であり当所の努力を認める。

五 許可事務において申請より許可までに相当期間を要しているものがあるが事務処理の迅速化について特に意を用いられたい。

六 屠畜検査 畜犬登録業務は昨年監査の際に比し進歩の跡がうかがわれ係員の労を多とするも所内連絡不充分のためなお調定洩が散見されたので連絡を密にしこれ等について早期に収入措置されたい。

七 保健所使用料及び各種手数料等の収入未済が多いので整理に努力すること。なお鳥取市の関係が過年度分を含め特に成績不振につき市当局と折衝し措置すること。

八 経理その他の事務について左の点留意されたい。

- (1) 保健所使用料等の収入調定に当り出納員を納人として調定しているものがあるが適当でないので正当債務者に調定するよう改めること。
- (2) 事務所の結核検診使用料中過年度発行の告知書によるものを本年度使用料として収入しているものがあつたなおこれは過誤納であり措置すること。
- (3) 果金庫の領收済通知書と収入簿と不突合があつた。
- (4) 有効期限経過後の保険証による結核検診使用料に對し調定変更の措置をしていないものがありその他誤調定に對する整理不充分のものがあつた。
- (5) 現金出納簿に歳計現金と外現金と混同記帳しているものがあつたが区分して整理すること。

智頭保健所 昭和二十八年三月九日監査

監査委員 前田 玄一

木南 貞治

監査概況

一 当保健所は八頭一円を管掌し郡民の保健、衛生、管

理に努力しているが所在地は八頭郡奥地に偏し郡家分室、若桜支所を設置しているとは云え人員、経費の關係で不充分であり郡民全般の利用は困難にて業務完遂に遺憾の点もないではない。しかし所長以下職員に協力し衛生思想の普及に努めており運営も順調と認められた。

二 当所管内の保健婦設置町村は六町村十三名であり、当所五名を未設置十ヶ町村に動員して万全を図つてゐる。又無医村が山郷外三ヶ村もあり衛生状態が比較的良好とは云え啓蒙指導に一層留意し保健婦を全町村に設置するよう健康管理に努力されたい。

三 当所管内の結核患者は七二七名となつてゐるが医師の届出の者のみであり無自覚の患者が相当数見込まれる。なお最近医療費補助の關係で医師を通じ、或いは巡回相談、指導の際届出が増加しているようである。当所としては死亡率の高い町村を四村予防指定村にし健康診断、予防接種を強力に実施し予防の周知普及と徹底に努めておる。

四 各種傳染病予防については、防疫班を組織し管内町

村と協力して実施態勢を整えているが二十七年は全国的赤痢の多発により管内も一四八名の多きを数えている。なお防疫班の活動により保菌者七〇名を早期発見し措置した事は結構であるが医師の協力に不充分なものがあるようである。医師会の協力を得て開業医の患者届出励行に一層の配意を望む。

五 性病予防に對し相当努力しているようであるが届出がなく又開業医により治療し内密に終るため実数は把握出来ぬようであるが対策として妊産婦の血液検査を実施し撲滅を期しているが之も任意であり又患者の内経済的理由により治療を中止し年々増加の傾向にあるようである。寒心に耐えない、啓蒙指導と経費軽減を以つて予防の普及向上に努め撲滅に格段の努力を切望する。

六 トラコーマは管内一部に相当発生したこともあるが予防に關し啓蒙指導と治療の徹底により一般民衆も留意し開業医も協力的となり漸次成果が上り患者減少している。しかし生活環境を考えると必ずしも樂觀出來ずなお一層の努力が肝要と認める。

七 当所には細菌検査並びに衛生試験用機械器具が整備されていないため不便を感じており保健所業務の遂行に支障を生じているものと認め必要性を認める。

八 当所も他所と同様医師が少なく現在では所長一名であり分室支所に行つた留守は診療が出来ない、これでは保健所行政の完遂は困難につき考慮すべき要を認めた。なお経理、庶務関係も出納員外二名であり稍々過重と認められた。

九 出納経理その他一般事務は適正に処理していたが左の点留意されたい。

(1) 使用料、手数料と同時に調定しているが調定の上収入整理すべきである。未收整理簿の記帳洩れがあつた。

(2) 二十七年度未収が四六〇、四三四円あるが早急整理すべきである。殊に許可手数料一五、四〇三円の未収があるが手数料は申請書に添えることとなつており収入整理に一層の配意を望む。

(3) 屠畜検査で調定洩れと、手数料免除の稟伺洩れが

あつた。再調査し整理されたい。

気高保健所 昭和二十八年三月十日 監査

監査委員 木南貞治
前田玄一

監査概況

一 当所は立地条件の不利に加えて職員配置に根本的な欠陥があり昭和二十七年五月専任の所長代理を発売したけれどもなお組織運営に検討を要するものが多いので当所及び当局の考究を望む。

二 当所の施設々備はC級保健所の基準に一応合致しているけれども人員不足のため係としての存在価値の乏しいものに普及係(技師一、雇三、保健婦一)衛生係(技師一のみ)があり能率的な人事が肝要と認め三 当所は気高郡一円を管轄しているが前回監査に指摘

要望したように管轄区域の再編成を考慮すべきである、特に地方事務所の統合が実施され最近市町村合併が行われつゝある実情であり積極的検討されたい。

四 結核集団検診は従来好調を示していたが本年度は成績不振である。また検診結果要指導者に対する長期指導に徹底を期するため個人指導票の整備を望む、なお統計記録不備のため実績把握が充分でないようであり留意を望む。

五 傳染病予防は保健所の重要業務であるが、本年度当管内の法定傳染病が増し眞性、疑似患者を合せて一〇四名にのぼりその中一一名の死亡者を出している。

右は昨年度の発生件数四六名の二、五倍であり当所防疫陣の完璧を期し得なかつたことは遺憾である。これは法の不備により健康保菌者の処置が困難なためといえ各医療機関との連絡強調により或る程度蔓延防止が可能であり教育の普及徹底と環境の整備に一層意を用い予防防疫の万全を期することが肝要である。

六 屠畜検査については管内に屠殺場がない関係もある

うが本年度僅か自家屠殺二件という低調さである。密殺が行はれないよう監視の厳格を期せられたい。

七 経理その他事務の処理については左の点留意された

(1) 会計事務の中調定及び収入のおくれているものが多い。迅速に処理すること。

(2) 保健所使用料の調定洩れが相当あるので嚴重調査の上、正確に処理すること、一般に使用料、手数料等収入関係書類の整理が杜撰である。なお調定元帳の収入整理が適切でない。

(3) 畜犬登録等手数料で当所の保管期間の長いものがあつたが、早期納入すべきである。

(4) 調定補助票は各係で保存しているが庶務係で保管すべきである。なお書損の場合破棄するのは適当でない。

(5) 結核予防及び予防接種医薬品の出納と接種実績に不突合がある。